「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成24年11月26日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室(新館10階)

参加者等

司会者 中 山 大 行 (千葉地方裁判所刑事第1部判事)

裁判官 丹 羽 芳 徳 (千葉地方裁判所刑事第1部判事)

検察官 野 原 一 郎 (千葉地方検察庁検事)

検察官 大 谷 栄 治 (千葉地方検察庁検事)

弁護士 山 本 宏 行 (千葉県弁護士会所属)

弁護士 市 川 剛 (千葉県弁護士会所属)

裁判員経験者1番 女 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 男 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 男 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 男 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 男 (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 女 (以下「6番」と略記)

裁判員経験者7番 女 (以下「7番」と略記)

裁判員経験者8番 女 (以下「8番」と略記)

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】 それでは、これから意見交換会を始めさせていただきます。
進行の方は、卓上に進行予定というのを配付させていただきました。これ

に従って進行していきますが,まず最初,自己紹介ということになります。 皆様方に自己紹介していただく前に,裁判官,検察官,弁護士の方から先に 自己紹介をさせていただきます。

まず私ですけれども、刑事第1部という所で裁判長をしています中山です。 千葉地裁にはこの4月に着任いたしました。その前の4年間は実は裁判とは 全然違う仕事をしていましたので、裁判員裁判、実は千葉に来て初めて担当 しております。したがって、今まで裁判員裁判の経験は8件しかないという ことで、あまり経験がないということなんですけれども、そういう意味で試 行錯誤しながら、日々、裁判員裁判の運用に努めているというところです。 今日は皆様方の率直な意見を聞いて、今後の参考にさせていただきたいと思 っております。よろしくお願いいたします。

【裁判官丹羽】 こんにちは。刑事第1部の丹羽と申します。中山裁判長の右側に座っている右陪席として,同じくこの4月から千葉地裁の方でお世話になっております。その前は仙台の方におりまして,仙台で初めて裁判員裁判を担当させていただき,この4月から千葉で引き続き裁判員裁判も担当させていただいているという,15年目の裁判官になります。

自分なりにいろいろと工夫しながらやってきたんですけれども、裁判員裁判の審理あるいは評議の進め方については、まだまだ不十分なところがあって、こういう機会に経験者の皆さんの御意見を改めて伺って、またこれからの仕事に生かしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【検察官野原】 私は千葉地方検察庁の公判部で検事をしております野原と申します。どうぞよろしくお願いします。

私はこの4月から千葉で勤務しております。前任地が函館でして,函館と千葉で裁判員裁判をおそらく二,三十件ぐらいは担当しておったかと思うんですけれども,今日は皆さんの忌憚のない御意見をお聞きして,また今後の仕事に生かしていきたいと思っていますので,どうぞよろしくお願いします。【検察官大谷】 検事の大谷と言います。検事になって6年目に突入したぐらいの年次でございます。千葉には4月に参りまして,前半は主に裁判員裁判以外の審理をやっておりまして,10月から裁判員裁判の方を担当するようになりました。本日は皆さんの御意見をいろいろお聞きしたいと思いま

【弁護士山本】 千葉県弁護士会の弁護士の山本です。弁護士経験は26年です。

すので,よろしくお願いします。

裁判員裁判は今まで5件担当しています。そのうち四つは殺人事件関係で、全部否認といいまして、殺意を否定したのが2件、それから責任能力がないという無罪の主張をするのが1件、それともう1件は殺人未遂だったんですが、正当防衛、つい最近判決が出ております。残念ながらいずれも有罪になってしまいましたけれども、あともう1件は、皆さんの中にもいらっしゃると思いますけど、覚せい剤の密輸の関係で、当初は故意はない、要するに覚せい剤と知らなかったと主張されていたんですけど、ずっと長い間話し合っていく中で、故意を認めるように本人がなってくれたということで、それは認めた事件なんですけれども、そういういろいろ争う事件を基本的に僕はやる立場なものですから、そういう形でやってきました。

今日は皆さんの意見をいろいろ聞かせていただくのを楽しみにしています。 よろしくお願いいたします。

【弁護士市川】 弁護士の市川と申します。私は平成17年10月に千葉で弁護士登録いたしまして、現在まで千葉で勤務しているところでございます。

裁判員裁判の件数は,私も山本弁護士と同じように五,六件やっております。内容は,殺人ですとか傷害致死ですとか覚せい剤の密輸,あと強盗致傷,こういったものを今までやってまいりました。

私は山本弁護士とはちょっと対照的に否認事件というのはあまりやっておりませんで、今までやった否認で唯一なものが覚せい剤の密輸入ですね。要は覚せい剤であることを知らないで運んでしまいましたと、そういう否認事件、これが裁判員裁判の否認事件の1例になります。

今日は皆さんの忌憚のない御意見を伺える貴重な機会ですので,皆さんの 意見をお聞きしながら,今後,裁判員裁判を進めていく上で役立てていきた いと思っております。よろしくお願いいたします。

【司会者】 それでは、お集まりいただいた皆様方から、自己紹介と、あと裁判員を経験されての全体的な感想というのをお聞きしたいと思います。

事前に話題事項については送らせていただいていますので,話題事項はこの後,順次お聞きしていきますので,とりあえず最初は簡単な自己紹介と, 裁判員をして一番感じられていることを述べていただければと思います。

なお,次の話題の関係から,差し支えなければで結構ですけれども,裁判員をやられたときの職業等についても若干言及していただければありがたいと思っています。

それでは,順番ですので,1番さんからお願いいたします。

【 1 番 】 全体的な感想としては,裁判ってニュースの中で見るものというふうに今まで思っていたんですけど,裁判員を経験して身近なものになったなというのと,あと,裁判官の方がいろいろ事前に説明とかを詳しくしてくれたので,分かりやすかったなという点がよかったなと思います。

【司会者】 当時の職業等はどうでしょうか。

【 1 番 】 普通の会社員をしておりました。人数の少ない会社なので,こ こで裁判終わってから出社するというスケジュールではちょっと厳しかった なというのはありました。

【司会者】 分かりました。またその辺は次の話題で聞かせていただきます。ありがとうございます。

【 2 番 】 職業の方は公務員をしております。ですので,時間の調整等々については大変苦労しました。

裁判員を経験させていただいて、なかなか経験できなかったことを経験できたということと、今後、裁判員制度、そういったものに少しでも身近にというか、自分が経験したことで何かこう近くにいる人たちに役立て、当然、守秘義務というのがあるんですが、守秘義務を守りながら、裁判員裁判に何か役に立てればなというふうに思いながら、裁判員に参加したということを覚えております。

【司会者】 ありがとうございます。では,3番の方。

【3番】 職業は公務員です。参加した事件の日数等が結構長かったかなという全体的な感想と、あと、内容が結構難しかったかなというのは正直な感想でした。後でまた話があると思うんですが、私の職場ではやっぱり初めての裁判員の経験ということで、職場の中でもいろいろと問題があったというのが率直な感想です。簡単ですけど、以上です。

【司会者】 ありがとうございます。それでは4番の方,お願いします。

【4番】 私も2番さんと3番さんと同じ公務員です。

私の場合も、休暇を取る関係で、選任手続から実際に選ばれて、もしかしたら休むかもしれないという、その辺のところの調整が難しくて、私の場合もちょうど9月の時期だったんで、議会関係とかいろんな仕事がありまして、ここが終わった後に戻って、また夜まで仕事をしたというような経験がございます。

そして,個人的には地元で防犯協会の役員をやっていて,その辺で,裁判員の経験もそういうところで,みんな匿名なんですけど,是非皆さんも裁判

員候補に選ばれて,選任手続で裁判員になったら,辞退しないでやってみて くださいというようなアピールをさせていただきました。

あと,裁判をやった感想なんですけど,非常に思ったのが,被告人と傍聴席がすごく身近に見えて,顔がはっきり見えるなという印象をよく感じました。あとは,初めての経験なんで,5日間という日数が非常に短く感じたなと思いました。以上でございます。

【司会者】 ありがとうございます。それでは5番さん,お願いします。

【5番】 職業は当時,教師をしていました。塾の教師を29年,そして 学校に勤めた経験が少しあります。

今回のことを振り返ってみると、去年の9月でしたので、1年と2か月たってしまうと記憶がかなり飛んでいます。公判の記録を読んで、ああ、そうだった、こうだったということを思い出すんですが、できればこういう意見交換会よりは、反省会みたいなものを直後に行ってもらった方が全然いいんじゃないかなと思います。ですので、できれば1か月、2か月の間で意見の交換会をしていただいた方がすごくいいんじゃないかなと思います。それが一つ目です。

それからもう一つは,裁判ということを初めて体験しての感想ですけれども,口数少なく,緊張しながら,守秘義務に守られながらという,これはすごく大変でした。もう少しフランクな話のできる時空というか,空間というか,時間を設けてもらった方が,より正確な判断ができたのではないかということを強く感じます。

もっとざっくばらんに思っていること、考えていることを、表面的ではなくて、もっと深いところからお話ができたら、よりよい審理、審議ができたんじゃないかなというふうに考えています。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。それでは6番さん,お願いします。

【6番】 6番です。会社員です。

初めての裁判員で非常に緊張はしていたんですけれども、裁判官の方々が 非常に優しくしてくださって、いろいろ声も掛けてくださったりだったので、 非常に落ち着いて、意外と裁判官の方々がいないときに裁判員の方々とも少 し話ができたりとか、孤立をするということがなくディスカッションができ たなという形で、それに関してはありがたかったなと思います。

あとは、いろんな角度で物事を見る勉強にはなったと思います。

【司会者】 ありがとうございます。それでは7番さん,お願いします。

【7番】 私は主婦です。

一番最初に感じたことは,50名の選任された方がいたので,50人ほとんどの方がいらっしゃるのかなと思いましたらば,選任される席が28席しか設けられていませんでした。そこで実際に来場したのが21人です。そこで3人がその日に辞退されました。で,18人の中から裁判員,それから補充裁判員2名ですね,8人選びますので,結構確率が高いんです。驚きました。皆さん断られるんですね。

で,30万円以下の過料がというふうなものが書いてあったので,私はどの条件にも当てはまらなかったので行きましたけれども,皆さん断れるのだということを感じましたね。

それから,審理とか評議の間は,はっきり言って不十分でした。非常に不満が残るものがありました。あとは,出された資料がとても丁寧なものなのに,持ち帰ることもできず,その場で回収されてしまう。しかも,公判中,証人あるいは被告人の話を聞きながら,その資料を見るんですね。でも,それはできません。読むことができない。初めてなので,聞いてしまうんです。メモ取りもできない。

これからあといろいろあると思いますが,私は大変不満の残る裁判を経験 いたしました。

【司会者】 ありがとうございます。またその辺は後でお聞かせいただき

ます。

それでは8番さん,よろしくお願いします。

【8番】 私は自営業です。

個人的な経験という面では、とても有意義でした。裁判ということに関しての関心も広がりましたし、家族で毎日話をして、いろいろ意見、家族で言い合ったりする機会ができました。

全体的な感想としては、とても難しいと思っていたんですけど、説明がとても短く、短く、時間を区切りながら易しく説明いただいたので、分かりやすかったというのがありますが、自由な討論をさせてもらっているように感じるんですけれども、裁判官の皆さんのシナリオどおりに、最後、自然に軌道修正されている感じが全体としては感じました。以上です。

【司会者】 ありがとうございました。

それでは,皆さんに自己紹介等していただきましたので,早速,話題事項の方に入らせていただきます。

まずはスケジュール調整等についてということで,先ほども何人かの皆様からお話が出ましたように,裁判員裁判に参加していただくに当たって,皆さんお仕事等あったと思いますけれども,仕事の用事だとかプライベートの都合だとか,その辺で参加していただくに当たってスケジュール調整等で御苦労がなかったかというようなところとか,あと,審理の日程の組み方だとか,その辺についてお話を伺えればなというふうに思います。

まず最初に,今回参加されている中で2番さん,5番さん,6番さんの事件は,月曜日の午前中に選任の手続があって,その後,直ちに午後から審理が行われて,その週のうちに判決になる,こんなようなスケジュールだったと思いますけれども,その点で何か苦労があったというところはありますでしょうか。

要するに,選任されて,直ちにその日から審理が始まってしまう,そんな

ようなところで、仕事の都合だとか、そういうところで何か御苦労がなかったか、まず最初にお話を伺えればなというふうに思います。

いかがでしょうか。2番さん、公務員だということでしたけれども。

【2番】 はい。今日のこの話題事項の中で,一番変わればいいなと思ったのは,選任されて公判,ここはやはり別々の日の方がいいのかなと。

選任されて,多分機械的にずっと動いていくんですけど,それがわずかの時間の中で,すぐに午後には公判が始まったと思うんですが,やはり気持ちの整理とかスケジュールの管理だとか,そういったものが,どのくらい時間があったのかというのは今ではあまり覚えていませんが,30分ぐらいだったのかな。30分ぐらいの間に多分会社に連絡を入れて,スケジュールをすべて調整して。

先ほどの7番さんとはちょっと違って、私は多分50人近く選任された中で6人とか8人とか、ものすごい確率が低いなと思ったんで、行ったときにはもう、ああ、これは絶対選ばれないなというふうには思っていたし、行く前にも、そういうような状況なので、多分間違いなく選ばれないで帰ってくるような話をいただいていたので、まさか選ばれるというふうには全く思っていないで臨んだものですから、余計、選ばれたときのスケジュールをどうしていこうかということはすごく大変だったし、やはり周りの職場のみんなにもかなり迷惑を掛けたなというふうには思っています。

これはやはり,少なからずとも半日近くは頂ければなというふうには思います。これは本当にすごく感じたところです。

【司会者】 その日に選任されてすぐではなくて,少なくとも前の日に選任があって,その次の日以降に審理がある,こんなふうなスケジュールが望ましかったというような御意見でしょうかね。ありがとうございます。

5番さん,いかがでしょうか。

【5番】 全く同じようなことを感じています。いつも心の準備みたいな

のはどうしても欲しいので,選任されただけですごく緊張感が高まっていて, そこから即審議,若しくは翌日公判みたいなことだと,とても慌ただしくて, とてもとても正常な判断ができないようにその当時思っていましたので,是 非ともスケジュール的には,少なくとも心の準備ができるような日程調整と いうか,そうしていただきたいなと強く感じていました。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。 じゃ , 6 番さんはいかがでしょうか。

【6番】 事前に、その日もし選ばれたら3日は拘束されるということを、お手紙頂いていて、この裁判員裁判が始まるという話になったときに、私はあるグループ会社の子会社なんですけれども、親会社というか、その上にもグループが一杯あるんですけど、そこから全面的に協力をするようにという要請が全グループに下りてきたんですね。

幹部会議もありまして、1年目のときは多分分からなくて不安になるから、全面的にフォローするようにという当時の社長のお話があり、何度か抽選になりましたとか、あと選ばれましたというのが定期的にお手紙が来た段階でも不安は取り除けという形で、休暇も支障がないように裁判員休暇という特認休暇を作ってくださったりとか、あと、仕事で3日空けるとか何日か空けるということに支障が出るのは、直属の上司、組織長のフォローが足りないからだということで、実際そういうのは本人のせいではなく、上の責任だから全面的なフォローをしろというふうな形がありましたので、まだ何十名かで選ばれて、こちらに来たときも事前に、当日だけなのか、3日だけなのか分からないという状況でも快く送り出していただいて「ちょっと選ばれてしまったんだけど」ということで会社に電話入れたときに、事前にある程度このぐらいの仕事があって進めてほしいというお話はしていたので、特に私の場合は問題なく、仕事も滞りなく進んでのフォローをしていただきました。

【司会者】 なるほど。なかなか恵まれた会社だったということでしょうかね。

あと、3番さんの事件では、金曜日の午後に選任があって、翌週から翌々週に掛けて審理なり評議ということだったと思いますけれども、金曜日の午後に選任されて、仕事の都合というのはどんな感じだったんでしょうかということについてお聞かせ願えればと思います。

【3番】 私の場合,今お話あったとおり金曜日だったんですが,金曜日という時点では特に影響はなかったんですが,時間の方はやはり,選任手続等で最終的に職場の方に連絡したのが6時過ぎとか5時半過ぎてしまったので,全体的にもうちょっと早くその辺の手続がいただければなと。

結局、その電話をして、職場の方が、これから会議だの何だの、来週の打ち合わせのことを済ませたので、職場の方は結果をずっと待っていたというか、その辺はちょっと思いました。

あと、曜日に関しては特に問題なかったというのも、選ばれてから時間も空いていましたし、全体的なスケジュールとしては、元々2週間ぐらい予定していたのが短くなったというのもあったので、身構えていたよりは心の準備ができていたので、その辺は問題なかったかなと思っています。

【司会者】 ありがとうございます。午後からの選任になってしまうと,結局,結果が出るのが4時過ぎとか5時近くになってしまうというところでしょうかね。そうすると,そこから連絡を取るということになると,ちょっと職場の人に迷惑を掛けちゃうということでしょうかね。はい,ありがとうございます。

そのほかの方たちは,選任から審理まで若干の日時があったかなと思うんですけれども,その辺で何か,これぐらい空いていてもやっぱりもうちょっと選任から公判までが間が空いていた方がいいとか,そのような御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

例えば4番さんの場合,いかがですか。

【4番】 選任されるかどうかという判断があるので,できれば選任の手

続から実際の公判までの間というのは,翌週とかというんじゃなくて,1か月ぐらい期間があった方が,職場にも迷惑を掛けない調整がうまくできるんじゃないかなと思います。

【司会者】 ありがとうございます。ちなみに4番さんの事件だと,水曜日に選任があって,翌週月曜日から始まった。それでも間としてはちょっと足りないかなというところでしょうかね。

ほかの方,7番さんとかもその点は何か。

【7番】 私は主婦ですので、調整はつきますが、それでも心の準備が大変必要でした。なぜならば、ここを見ると、殺人は私だけでしたね。宣誓をさせられて、その後、事件の概要を説明されるのですが、そのときに説明された内容がとてもショックだったので、やっぱり評議、公判が始まるまでに時間は必要です。

【司会者】 ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。8番 さんはいかがですか。

【8番】 絶対駄目というわけじゃないんですけど、確実にこの日に来てくださいという決定していれば、いつでも1週間前とかにも空けておくんですけど、選ばれるか分からないというので1週間空けるというのは結構厳しいので、できれば、決定してから、1か月あればすごくいいですけど、2週間ぐらいあると・・・、自営業なものですから。

【司会者】 ありがとうございます。

あと、1番さんの事件だと、審理が始まって、火曜日から木曜日ぐらいまで審理があって、その後、金土日月と4日間ぐらい休みがあって、それからまた評議が続いたという日程が組まれていたと思うんですけれども、その辺で何か御苦労というのはありましたでしょうか。

スケジュール調整という意味じゃなくて,今度は,審理をしてから評議ま での間にかなり時間が空いてしまう,そんなようなところで,評議のときに 審理の内容を忘れてしまったとか,そんなような御苦労は何かありましたで しょうか。

【 1 番 】 資料を持ち帰れないというのがあったので,内容を忘れてしまったというのは,細かいところを忘れたというのはありました。ただ,でも,外に漏らしちゃいけない情報だと思うので,仕方ないことなのかなとは思うんですけれども。

あと,1週間の中でも連続して7日間じゃなかったので,評議とかない日は出勤できて,そのときに仕事に集中してばーっとできたのがよかったかなとは思います。

【司会者】 なるほど。途中に休みがあった方が仕事の関係ではよかったということでしょうかね。はい,ありがとうございます。

この関係で何かほかに御意見等ある方いらっしゃいますでしょうか。よろ しいですか。出席している検察官,弁護士さん,裁判官等から何か御意見, 質問とかあれば。

【裁判官丹羽】 特に2番さん、5番さんの御意見を頂ければと思うんですけど、要するに、その日に選任されて、先ほどお話があった気持ちの整理がつかないまま審理に突入したわけですよね。記憶があればで結構なんですけど、いつぐらいから落ち着きを取り戻したというか、審理の中身が頭に入るような心理状態になったのかというのは何か御記憶ありますか。その日は全然駄目というようなこともあるかもしれませんけれども、その辺り、覚えている限りでコメント頂ければ助かります。

【2番】 確か私の場合,午前中に選任されて,午後からすぐ審理が始まったと記憶しているんですが,昼食会みたいなものをたまたま裁判長さんたち皆さんで設けていただいたので,選任された中でのコミュニケーションはすごくよかったのかな。裁判長と右陪席,左陪席の方々がものすごくフォローしていただいたので,その面については本当にありがたいなと今も思って

いますし、時々新聞で裁判長のお名前を見たりすると、ああ、活躍されているんだなというふうに思うところなんですけれども、ただ、確か午後、私、 多分その昼食会に参加できなかったと思います。

なぜかというと、やはり会社へ連絡することと、スタッフにいろいろ指示を出したり、何日間か拘束されるに当たってのその間の仕事のスケジュールを携帯電話でやりながら組んでいったので、多分昼食もほとんどとれずに、それで裁判に臨んでいたという記憶があります。

そこの部分としては、やはり自分自身が裁判をやっていてもどうしても仕事のことばかり気になって、あれも指示しなきゃいけない、これを指示しなきゃいけないかなとか、いろんなことを多分、残り午後半日はほとんど裁判に集中できなかったのかなというふうに記憶しています。できれば、午前中選任されたら、明日の朝からというふうにしていただくだけでも、かなり助かったなというふうに思います。

記憶には、本当に裁判長の方々はものすごくフォローしてくれたんで、翌日の朝、月曜日も多分もう一度反復の振り返りをさせていただいて、また裁判に入れたんで、よかったとは思っていますけれども、少なくとも半日ぐらいは必要だなと感じました。

【5番】 ほとんど意見は同じなんですけれども、当日午前中から選任されて、午後にはもう第1回公判が始まるというスケジュールの超過密なスケジュールで、緊張のしっぱなしというのが本当のところなんですね。なので、緊張を和らげるような時間、先ほど冒頭で言いましたけれども、時空が欲しいんですね。時間と空間が欲しいというのが実際のところです。

ですから,選任されたら翌日から審理若しくは公判があった方が全然いいなということで,その日当日から公判第1回目,翌日第2回目,これはちょっといただけないスケジュールだったなというのを率直に記憶しています。

【司会者】 ありがとうございます。

6 番さんは午前選任で,午後からというところについては何か御意見はありますでしょうか。

【6番】 いえ,かなり会社のバックアップがあったので,「もし選ばれなくても,その日は休んでもいいよ」というふうにも言われていましたし,やるからにはきちんと対応してきなさいということだったので,宣誓とかするときは,本当にいいんだろうかというような,やれるんだろうかみたいな不安はあったんですけれども,裁判長の方々が「どうぞお茶飲んでください」とか「お菓子ありますから」とか,自分の身の上話をいろいろしてくれたりとか,皆さん緊張をほぐしてくれようとしてくださっていたのが自分にも分かったので,そんなには恐怖感を持っては臨んでいなかったです。

【司会者】 ありがとうございます。

そうしたら、次の話題の方へ行かせていただきます。その前に、これから次の審理の分かりやすさというところへ話題は行くわけですけれども、先ほど出ました関係で、話題事項にはしていなかったんですけれども、裁判が始まる前に、多分、裁判長若しくは裁判官の方から今後の審理の予定だとかについていろいろ説明が、第1回の公判が始まる前にあったと思うんですけれども、その辺の説明でこんなことを説明してくれたので、その後分かりやすくなったとか、逆に、振り返ってみて、こんな説明をしてくれていたら、もっと審理が頭に入ってきたとか、そんなような御感想等がありましたら、お聞かせ願いたいなと思います。

先ほど1番さんは自己紹介のときに,最初に裁判官が説明してくれたので分かったというような話もあったんですけれども,その辺の体験等を話していただければなと思います。

【 1 番 】 最後の方なんですけれども,書類を証拠として使うか,使わないかというのがあったときに,弁護士さんが「証拠として使ってもいいです。でも,内容については争いがあり」とか何かそういったことを言ったんです

よね。多分法律用語だったと思うんですけど,それで,またそれについても 裁判やるのかなと思って,そういうことをちょっと聞いたときに,その法律 用語のことを詳しく説明してもらえて,その辺はよかったかなとは思います。

【司会者】 それは審理をやっている最中ということでしょうかね。審理が進んだ後での話ですか。

【 1 番 】 進んだ後で,弁護士さんが言った言葉の意味が分からなくて,「これはどういう意味なんですか」とかいろいろ聞いたら,詳しく教えてくれました。

【司会者】 審理が始まる前に、これからどんなことをやっていきますとか、そういうところについて何か記憶に残っている方はいらっしゃいますか。 こんな説明が最初にあったら、もっとその後の手続が分かりやすくなったん じゃないかとか、そんな御意見等がある方はいらっしゃいますでしょうか。

【5番】 全般的に言えるんですけど、今からこれを審理します、これを 公判しますというような案内というか、そういうチャート若しくは視覚化し たものを見せていただくとか、パワーポイントでも結構なんですが、そうい うのでまとめていて、それを目の前に見せてくれた方がいいんじゃないかと いうことはすごく痛感しています。

これから多分出てくると思うんですが、証拠書類や争点となる場所等々をもっと視覚化してくれると、とてもうれしいと思うんです。それを文章でばらばらばらばらと読まれたり、証拠の書類はこれだと見せられるよりは、それをもっと視覚化した方が分かりやすいのではないかなと思うんですね。

問題点の視覚化というのはどうしても必要ではないかということを,今回たった4日間,3日間の公判から評議に至るわけですけれども,最後の結論が多数決ですよということも図式化されて,このようになっていくんだということを冒頭で見せていただけると,慌ただしい4日間の審理が非常にやりやすかったんじゃないかなということを痛感しています。

【司会者】 最初に、要するに何をしていかなければいけないのかというところについて、もうちょっと視覚的に分かるような資料で説明していただければ、もっと落ち着いて審理にも臨めるし、分かりやすかったという、こんな御趣旨でしょうかね。

【1番】 ちょっと思ったんですけど,それもやり方が裁判官の方によってちょっと違うかと。私のときは,陪席の方が書くのが好きだったのか,ホワイトボードにいろいろ書いて見せてくれたりとか,パソコンで経過みたいなのを作って見せてくれたので,すごい分かりやすかったなという記憶があります。

【司会者】 なるほど。多分1番さんがやられたところの陪席の方はコン ピューターが好きな人ですね。何でもコンピューターでまとめてくれるとい う方だったようですけれども。はい,ありがとうございます。

じゃ,その関係で,今ちょっと5番さんの方からも話がありましたので, 冒頭陳述とかその辺の話に移っていきます。

審理の最初で説明が終わって,起訴状の朗読だとかあって,その後に,まず検察官と弁護人の方から冒頭陳述ということで,この事件はどんな事件で, どういう問題があって,これからどういうことを主張していきますと,こん なような説明,プレゼンですけれども,これを最初にしたと思います。

この冒頭陳述,いわゆるプレゼンですけれども,そこが果たして分かりやすいものだったのか。検察官の冒頭陳述,そして弁護人の冒頭陳述を聞いて,事件の中身や,どこに争いがあって,これから何を判断していくのかということについて皆さん最初に理解できたのか,こんなようなところについて御意見を伺えればなと思います。いかがでしょうか。

例えば,8番さんの事件なんて,判決を見ていくと,犯行態様が比較的細かい,そんなに大きなところでなくて,細かいところに争いがあったりしているような事件だったと思うんですけれども,最初の検察官,弁護人の冒頭

陳述を聞いて、どこにこの事件の争いがあるのか、その辺が理解されたでしょうかという率直な御意見、御感想をお聞かせ願えればと思います。

【8番】 最初は分からなかったです。進むにつれて,教えていただけるので分かっていったんですけれども,5日間のうち,最初の2日間ぐらいは,何を争っているのかというのはぴんと来なかったというのが正直なところです。

【司会者】 最初に聞いて分からなかったというところの原因みたいなものはありますでしょうか。

【8番】 耳慣れない,逮捕の名前のことでずっと争っていて,逮捕したときに,緊急逮捕だったか,その言葉の差自体が初めて聞く言葉だったので分からなかったというのはありました。

【司会者】 なるほど。8番さんの事件を見ていくと、逮捕手続が適法かどうかという争いがあったようですけれども、そもそも、現行犯逮捕だとか緊急逮捕だとか、そんなような言葉が最初から飛び交ってしまって、その言葉を聞いた時点で、何のことを言っているのかが分からない。そんなような御趣旨でしょうかね。ありがとうございます。

5 番さんの事件も,わりと犯行態様よりも細かいところに争いがあったと思うんですけれども,その辺,最初の冒頭陳述を聞いた段階で理解されたでしょうか。

【5番】 冒頭陳述に関しては、非常に分かりやすい説明でした。冒頭陳述というよりは、事件のあらましだとか、もう少し易しい言葉で分かりやすく、もっと明確に伝わるような言葉で対処していただければよかったかなと。自分の中でそれを解説というか、翻訳して理解したけれども、少なくとも法律用語をたくさん並べたというのは分かるんだけれども、そうじゃなくて、もう少し分かりやすく言うと、こういうことなんだ、ああいうことなんだということを言っていただいた方が、最初から分かりやすかったなというのが

一つです。

それともう一つは、今回の事件に関して、強姦されるか、されないかというところの細かいところがとっても分かりにくいんです。平手で殴打したのか、拳骨で殴打したか、どうでもいいじゃないかと思うんだけど、細かいことなんだけれども、とても大切なところですけれども、そうじゃなくて、最終的には量刑のところの争点だと分かりましたので、量刑と平手あるいは拳骨、あまり関係ないんじゃないかという率直な感想を持つんだけれども、その解説というのがどこからも出てこなくて、皆さん8人いらっしゃった方、もんもんとしていたんじゃないかなというところが率直な感想です。

ですので,本件を見ていて,不自然なところが一杯あるんですよ。被害者と被疑者,何時間もいるにもかかわらず,本人たちの主張が全然違っていたり,そこが争点なのかなと思っていると,争点でもなさそうだし,非常にそこら辺が入り組んで分かりづらい事件でなかったかなと思います。

もう少し時間を追った、図式化というか、こういうところが争点なんだということをもっと視覚化していただければ、分かりやすかったなと思いました。以上です。

【司会者】 そうすると、最後の評議か何かになって初めて、量刑に影響があるかもしれないという話が最後になって分かってくると。

【5番】 だんだん分かってくるんです。

【司会者】 要するに審理をしている最中には、何でこんなところが争われているんだろうというふうに皆さんが疑問に思っていたということだったんでしょうかね。それで、先にそういう説明があれば、もっと分かりやすかっただろう、そんなような御意見でしょうかね。はい、ありがとうございます。

そのほかの方,いかがでしょうか。例えば今度,3番さんの事件なんてい うのは,薬物の事件でたくさん人が出てくる。運んだ人が何人もいて,あと 頼んだ人がいたりとか、そういうところで結構登場人物が多かったりする関係で、中身としてはちょっと複雑なのかなという気もするんですが、その辺が、冒頭陳述、最初に聞いた段階で理解できたでしょうかというところについて御感想ありますでしょうか。

【3番】 そうですね。私が担当したもので登場人物が6人も7人も出てきて,その人が行ったり来たり,あと時間もどういう所でというのと,どう関係しているかというのがやはり分かりづらかったというのが率直な感想です。

これはやはり休憩時間等でも、同じ裁判員さんとの話合いでも、先ほど5番さんも言われたんですが、何をこんなに固執しているんだろうというのが分かりづらい。最終的に進んでいくと、ああ、こういうことだったのかというのは分かったんですが、最初に冒頭陳述でもそうですし、証人尋問で何でそんなところに固執しているのかが分かりづらかったというのは、やはり資料がちょっと、文面で書いてあるものはあったんですが、それだけではちょっと分かりづらくて、やはり組織図じゃないですけど、図式的なものとか、時間的流れとか、絵で見て分かるものでないとということがやはり裁判員の中でも幾つか意見があって、途中、ホワイトボードを使って書き出したというのが実態だったので、その段階から初めて理解できたかなというのが正直な感想です。

【司会者】 たくさんの人物が冒頭陳述で言葉として出てきてもなかなか、 その人が何の役の人でとか、そんなのがよく分からない、そんなようなとこ ろでしょうかね。

同じ薬物の関係でいうと,1番さんの事件ではどんな感じでしたでしょうか。

【 1 番 】 最初から,持っていた荷物を覚せい剤として認識していたか, していなかったかというところが争点ですということを言われていたので, あまり身構えずに言っていることを聞いて、そうなんだなと。最初にそこが 争点ですということを言ってくれていたので、あまり疑問に思うところはな かったです。

【司会者】 なるほど。最初に争点がはっきり分かったからということで しょうかね。

あと,7番さんの事件なんていうのは,長い経緯があっての事件だったと思うんですけれども,その辺の冒頭陳述を聞いて,その段階で審理のポイントがどこであるのかとか,その辺については理解できたでしょうか。

【 7番 】 最初に裁判長の方から,否認もないし,要するに被告人は自分の罪状も認めていますし,あとは量刑の問題だけだなというのが最初に分かりました。

宣誓した後,事件の内容の説明を受けたんですが,そのときに被告人も精神的に疾患を持っていらっしゃる方なので,特別な配慮が必要ということも伺っておりましたので,そのときに説明をしてくださった左陪席の方が盛んに,執行猶予,執行猶予という言葉を使われたんですよ。私はそのときにもうインプットされまして,あっ,これは執行猶予なのだなというふうに受けましたが,被告人は否認もしていないので量刑の問題だけだということが最初に,宣誓したその日のうちにもう分かっていましたので,それに対する不満は何もありませんでした。

【司会者】 なるほど。そうすると、7番さんの事件は、選任された後に説明があって、そのときに事件の内容、起訴状とかで説明された際にはもう・・・。

【7番】 公判に入るときにはもう争点も。

【司会者】 何を争っているのかというところも分かったということなんですね。

【7番】 はい。分かっています。

【司会者】 それで冒頭陳述を聞いて,事件の背景だとか量刑のポイントがどの辺に来るのかというところも,もう冒頭陳述を聞いた段階で大体お分かりになったという。

【7番】 私は,選任されたときに,あっ,こういうふうなことなのだというのは自分では理解しました。一番難しかったのは精神鑑定をした医師の話です。

【司会者】 それは後でまたお伺いします。

ほかの方はいかがでしょうか。4番さんは何か。

【4番】 私の場合も、前もって事件の内容的なものも御説明を受けましたし、それで冒頭陳述を聞いた中で、被告人の方も刑を認めているので、あとは多分執行猶予が付くか、付かないか、それが付いた場合には何年になるのか、あとは保護観察をするのかどうか、この辺が争点だなというのは分かりましたので、それをどうするのかというのを頭の中でイメージしながら、公判をやりました。

【司会者】 ありがとうございます。冒頭陳述の関係で何かほかに言いたい方,いらっしゃいますか。検察官,弁護士の方は。

【弁護士山本】 冒頭陳述というのは検察官も弁護士もしますけれども,実際のところ,紙,要するにメモ,それをしゃべる前に皆さん持っていた方が話は聞きやすいのか。実は弁護士会でもいろいろそういう話をしたときに,紙を渡してしまうと,それを読んじゃうから,一生懸命しゃべっても聞いてくれないんじゃないかということで,最初にしゃべって,後で私たちの言ったのはこれですと渡すやり方もあったんです。

ただ、やっていくうちに経験で、要点だけは書いたのを渡しておいて、それをきちんとこっちでしゃべった方が聞きやすいというか、分かりやすいのかな、その辺はどっちなんだろうというのを聞いてみたかったんですけど、どうでしょうか。

【7番】 それは最初に渡された方がいいです。読んでしまうんじゃないんです,裁判員は。皆さんほかの裁判員もそうでしたが,右陪席の人も左陪席の人もみんな一生懸命メモを取っているんですが,私たち裁判員は例外なく,資料を渡されてもみんな一生懸命,被告人の表情とか弁護人の話していることとか,みんな引き付けられるようにそちらに行ってしまいます。でも,前もって資料を渡しておいてくださった方が,読む時間が欲しいんです。読む時間が欲しいんです。読む時間が欲しいんです。読む時間が欲しいんです。読む時間が欲しいんです。読む時間が欲しいんです。読む時間が欲しいんです。読む時間が欲しいんです。読む時間がなりませんでした。それを渡してもらっていた方がずっと有効だと思います。その資料が生かされると思います。

【司会者】 ほかの方はいかがですか。

【3番】 私も7番の方と同じ意見で,先ほど言いましたが,私の方は登場人物と,あと時間の出入り等がかなり複雑でしたので,裁判員の方はかなりメモをしていたのが印象的でした。

正直,メモしても追い付かない方なんかは,後々になって,どうだったかというのを結局また評議の中で確認し合うんですが,それでしたら最初からもらっていった方が,やはり有意義だったかなというのは正直な感想です。

【司会者】 ほかの方はいかがですか。今,質問は,冒頭陳述のときに事前に紙が行っている方がいいのか,それともそうじゃなくて,話を聞いていただいた後で紙が来た方がいいのかというところだったかと思いますけれども。

【7番】 結局、その後渡されても読む時間がなかったです、私は。しっかり読みたいんですが、読む時間がなく、すぐその後評議に入ってしまって、また新しい資料を渡されても、裁判長や裁判官の方たちは全容を全部あらかじめ検察の方とか弁護人の方とかも調整し合って、どこが争点で、どこを争うとかいうのはちゃんと分かっているからいいんですけれども、私たち裁判員はそれが一切分からないんです。ですから、読む時間が欲しいんですね。その資料が、後でもよかったかもしれませんが、読む時間がちゃんと欲しい

んです。ちゃんと欲しいです。あの資料が生かされません。

後で、帰りの電車の中でいろんなことが思い浮かぶんですが、疑問を持ったときにその資料もない。次に行ったときはもうほかのことが始まっている。公判のときもいろんな、後から後から浮かんでくるんです。あっ、何で私はこのことを被告人に質問できなかったのか。もう終わってしまいます。資料が生かされないことを非常に感じております。

【司会者】 ありがとうございます。ほかの方はいかがですか。冒頭陳述の先に配る方がいいか,そうじゃないのか。よろしいですか。

それじゃ,また先に進めさせていただきます。次は,証拠書類の内容です。 冒頭陳述が終わって,証拠調べということで,実際の証拠が出てくるという ところの話についてお聞きしたいんですけれども,要するに,証拠書類を朗 読したり,一部パワーポイントみたいので法廷で見たりしていただいたと思 うんですが,それが分かりやすかったかどうかという,そのようなテーマに なります。

この関係で,検察官の方から何か御質問等がありますかね。

【検察官野原】 3番の方に御質問なんですけれども,先ほどから何人か登場人物が複数いてというお話があったんですけれども,事件の判決とかを拝見しますと,密輸の実行犯の韓国人女性が二人多分いて,その二人が既に日本から国外に出てしまっていたので,そうすると当然,その韓国人の二人の証人尋問はできないんですけれども,だから,おそらくその韓国人女性の話している中身については,書類という形で検察官はこういうことをしゃべっていますよということを説明したと思うんですけど,その辺,3番の方がされた事件はやむを得ず証人尋問ができなかった事案なんですけど,結局書類という形でこういう供述をしているんですけどということを説明しているんですけど,それでも内容は分かりましたかというところを教えていただければと思います。

【3番】 証拠書類というか、今お話あった、最終的に運ぶのを手伝わされたというか、その2名の方が証人尋問がなかったので、書類の中でそれが十分分かりやすかったかどうかという意味だと思うんですが、実際はいなかったものはどうしようもないというか、その辺はヒアリング等で裁判員の方は一応理解したというのは。

ただし、いろんなところで幾つか、事件の関係性をもうちょっと知りたかったところが、図でなかったので、ちょっと分かりづらかったというのはありましたけれども、その辺はある程度は分かったと思います。

【司会者】 例えば、3番さんの事件の判決を見ていると、両名の供述というのが必ずしも信用できないようなことも書かれていて、その供述が本当なのかどうかというところについて、やっぱり出てきて話してもらった方が分かりやすかったのになとか、そのような御感想はお持ちにならなかったでしょうか。

【3番】 そうですね。裁判員の中で私以外の方もやはりそれはかなり出ました。ただ,実際に,運びを手伝わされた二人の言動がなかったにしても,いろいろな状況がほかにもありましたので,それはある程度検察官の方の言われていることは納得できるものだったかなというのは,最終的には,最初の段階ではちょっと分かりづらくて,進んでいくにつれて,ああ,そういうことだったのかというのが分かったというか。

【司会者】 ありがとうございます。検察官,よろしいですか。

この関係だと、5番さんの事件だと、先ほど話がありましたように、犯行態様自体については争いが多分あったと思うんですけれども、この事件は被害者の方は証人ということでは出てこなくて、捜査段階、要するに裁判が始まる前に検察官の所で話した内容というのが調書という形で多分読み上げられたんじゃないかなと思うんですけれども、そういうところで、さっきお話があった被告人の話と食い違っているわけですよね。そういうところで争点

を判断するに当たって何か困ったような点だとか,その辺りはなかったでしょうか。

【5番】 別に困ったところはありませんでした。というのは,調書を読まれている内容と,確か同時に証拠として写真が出てきたと思うんですが,どういうような状況でどのようなけがをしたか,あるいは傷害を受けたかというのが明白に見えましたので,ああ,これが被害者の主張なんだということと,あとは,被告人の主張が全く食い違っているというのが目で見て分かりましたので,そこら辺の難しさや煩雑さというのは一切なかったです。ですので,そこは非常に分かりやすかったです。

ただし、なぜそこに固執するのか、なぜそこの証拠が必要なのかという細かいところはその時点では分かりませんでした。最終的には分かるということになるんですけどというのが付け加えです。

【司会者】 ありがとうございます。

そのほかの方はいかがでしょうか。あと7番の事件だと,調書という形では,多分,被害者の隣人ですか,そういうような人たちが捜査官に話した内容というのが3通ぐらい朗読されて,それも40分ぐらい,結構長い時間掛かったと思うんですけれども,そういう調書が取り調べられる意味だとか,そういうことについて理解できたんでしょうかというところについて考えをお聞かせ願えればと思います。

【7番】 私は今回の裁判で検察の方の話が一番よく分かりました。被害者は亡くなっていますので。弁護人の人はずらっと一杯、それから一生懸命、被告人をバックアップするために証人も一杯連れてきているんですが、被害者の場合は亡くなっていて、弁護をしてくれる人がいないんです。しかも、証人として立ってくれるんではなくて、夫の友人という人たちも出てきてくれなくて、朗読の形で読まれたんですが、あれがなかったら、ものすごい不公平な裁判だと私は思います。

検察の方がよく読んでくださいましたので、被害者の友人たち、それならどうして出てくれないのかなとは思いましたが、それはよく分かりました。 内容は分かりました。検察の方は、質問して、答える形で文章をまとめてありましたが、あれはよく分かりました。疑問はないです。

【司会者】 分かりました。

書証の取調べの関係で何か、聞いていて、長過ぎるなとか、長くて、途中で何聞いているんだか分からなくなったとか、そんな御意見はありませんでしょうか。特にそういうようなことはなく、皆さん聞いていて書証の内容自体は理解されたというふうに聞いてよろしいでしょうかね。

それじゃ次に,証人尋問や被告人質問,これについて分かりやすかったかというところについてお話を進めさせていただきます。これについては,まず,検察官の方から質問があるというふうに聞いていますので,どうぞ。

【検察官野原】 大きくは二つあるんですけれども,まず1点は,1番の方の事件ですね。被告人を取調べした捜査官が出てきて,取調べ状況について証人尋問していたと思うんですけれども,それを聞いていて状況はよく分かりましたでしょうか。

【司会者】 それでは,まずは1番さんの事件で,被告人の取調官,捜査官の方の証人尋問というのがあったと思うんですが,それについて分かりやすかったかという質問ですが,いかがでしょうか。

【1番】 分かりやすかったかと言われるとちょっと疑問なんですけど,毎回同じようなことを,取調べした方が裁判にすごい慣れているのか,質問も用意されて前から知っていたかのような回答をしていて,すごい事務的だったような記憶があるんですね。内容は細かいところは覚えていないんですけれども。

【司会者】 多分,判決を見ていくと,被告人が作った上申書,私は薬だと分かっていましたみたいな形の上申書というのが書類としてあって,それ

はちゃんと被告人が言っているとおり,その上申書というのが作られたのか どうかというような関係の取調べの捜査官の尋問が行われたんじゃないかな というふうに思われるんですけれども,そんな御記憶ではないですか。

【 1 番 】 それは本人が書いたというようなことを言っていたので,別に問題はないのかなと思ったんです。

【司会者】 じゃ,聞かれていて特に,事務的だとか,そういうようなお話はあるけれども,尋問していること自体の,何で尋問しているのかとか,尋問の中身だとか,それについては特には分からないということもなかったと。

【1番】 はい。

【司会者】 検察官の方はよろしいですか。じゃ,次の質問を。

【検察官野原】 2点目の質問なんですけれども,裁判員の4番の方,7番の方,8番の方の事件のときに,精神鑑定をした医師が証人尋問で出てきて,いろいろ被告人の精神状態とか病気のことについて説明したんじゃないかと思うんですけれども,おそらく用語とかもいろいろ出てきたんじゃないかと想像するんですが,その辺りというのは分かりやすくちゃんと説明できていましたでしょうか。

【司会者】 4番さんの事件では、捜査段階の鑑定をした人が証人として出てこられたんだと思いますけれども、その証人尋問が分かりやすかったかというところについて御感想をお聞かせください。

【4番】 話の中で分からないところにつきましては、証人の方にも質問して、例えば、薬を飲まなかったことについては、ある程度医者に通っていたんだけど、途中で薬を飲まなくなったとか、そういうようなことがあったので、その辺についての責任とか、その辺についても質問したりとか、分からない言葉についても質問して、最終的には理解した段階で、証人の取調べについては滞りなく終わった感じです。

【司会者】 尋問のやり方としては、検察官が質問して、証人が答えていくということで、最初に証人がまとまった説明をして、それから・・・。

【4番】 そうです。

【司会者】 最初にまずその証人がこれこれこういうことですよということを説明をされて、それから分からないことを更に検察官、弁護人、最後は 裁判員等からも質問したという、そんな形でしょうかね。

【4番】 そうです。そういう形です。

【司会者】 それについては特段,用語の説明だとか,そういうこともしてくれて,特に聞いていて問題なかったということですかね。

じゃ,7番さんの事件はいかがでしょうか。

【7番】 「認知のゆがみ」という言葉を盛んに医師の方はお使いになって、それは何なのかなと聞きながら、私なりに判断したことは、あっ、認知のゆがみがあったから殺害してしまったという、判断の誤りですか。例えば、検察側はいろいろ聞くんですよ。それから裁判官も聞くんです。医師に質問するんですが、私たち裁判員はそういう経験はまずないですし、言葉も分からないですし、あのときに医師に裁判員が分からないことを質問するとか、それは無理な話ですね。

ただ,とうとうと述べてくださって,認知のゆがみがあったから判断の誤りがあって,殺害に及んだのは無理はないというように私は解釈しましたが,私たち裁判員はあの場所で,診断をした証人に対して質問をするということは無理ですね。そう感じました。

だから,後から思うと,あっ,こういう質問したかった,ああいう質問したかったと思うんですよ。家に帰る途中,いろんなことを思いながら,いろんなことを考えるんですが,でも,次の日には質問できないんです。分かるかしら。それで非常にフラストレーションがたまりました。

【司会者】 7番さんの事件だと,まず検察官が質問して,次に弁護人が

質問があったんですか。

【 7番 】 すいませんね,よく覚えているつもりだったんですが,医師の方が最初にとうとうと述べられて,その途中で検察官がいろいろ質問していったと思います。

【司会者】 それで検察官が質問して,次に弁護人が質問して,次,裁判 所からになるときに・・・。

【 7 番 】 弁護人はあまり質問しませんでしたね。あとは裁判官の人がしていた。

【司会者】 その質問する前に,裁判官と裁判員の人たちで,質問があるかどうかとか,そういう話合いとか,休み時間とかは特に。

【7番】 医者が説明する前にはないです。

【司会者】 弁護人の質問が終わったらすぐ,裁判所と裁判員からの順番になってしまって,なかなか,何を聞いていいのかというところについて・・・。

【 7番 】 記憶していません,ごめんなさい。私はなかったと思います。 申し訳ないです。ただ,正確には覚えておりませんが。

【司会者】 分かりました。8番の方はいかがでしょうか。

【8番】 分かりやすかったです。資料も分かりやすかったし、医師の説明もかみ砕いて言っていただいたので分かりやすかったし、あと、ちょっと疑問に思うところでは弁護士がピンポイントで質問してくれて、代弁してくれるような形で質問が結構出たので、分かりやすかったと思います。

【司会者】 ありがとうございます。じゃ,精神鑑定をした医師の証人尋問の関係はこれでよろしいでしょうかね。

そのほか,証人尋問や被告人質問の分かりやすさという話なんですが,2 番さんの事件でも証人が来たと思うんですけれども,これはどんな証人だっ たか覚えていますでしょうか。

【2番】 はい。確か亡くなられた方の御友人の方だったというふうに記

憶しています。お店に勤めていたスナックのママだった人が来たのかなと思ったんですけど,私の場合も,先ほどからお話ししたとおり,裁判長と裁判官の方々が,休廷のときとか,あと例えば翌日とか,自宅に帰った後,先ほど7番さんの,ちょっと自分が疑問に思ったようなことを,例えば裁判が始まる前に裁判官とかに,昨日のこんなことってどういうことですかねとか聞くと,きちっと答えてくれたりとか,始まる前にポイントポイントを説明してくれるというか,すごくそういったフォローが,こういったことが多分争点になって弁護側がこういうふうに質問するのではないかとか,検察側がこういうような質問を多分してくるんじゃないかなとか,そんなような,わりあい皆さんでディスカッションができて,こういうこと聞いてきたとか,やっぱり裁判長の説明どおりだったというのとか,何かそんなような,休み休みにわりあいと振り返りがあったり,予習・復習みたいなのを裁判長の方と裁判官の方がすごく気を遣っていただいていたので,それはとても助かった

【司会者】 ありがとうございます。4番さん,いかがでしょうか。

【4番】 私の場合も非常に分かりやすかったですね。先ほどの話に戻りますけど,精神鑑定をされた医師の先生のお話をよく聞かないと,自分の事案については,飽くまで被告人が社会の中で復帰できるかどうかという,それで保護観察が付くかとか,執行猶予がどうの,そこがあるので,やっぱり専門の先生の率直な意見,それについて分からないことは自分たちで聞いてというような形で行いました。

【司会者】 補充尋問というか,裁判員の方が聞いていただくような場面のときに,うちの合議体なんかは,弁護人の質問が終わった段階でわりと長めの休廷を入れて,そこで何か質問がありますかとか,そういう形で聞いて,ここは分かりましたかというのをやって,何か疑問があれば聞いてくださいという形でやっていたんですけれども,7番さんはちょっとその辺はなかっ

たんじゃないかというような。

【 7番 】 医師のことに関しては、前もってとか、それから質問はありませんかって、それはなかったですけれども、間に五、六分、休廷をして、隣の部屋で「質問ありますか」って、質問を決めて質問したんですけれども、その質問に答えると、また新たに疑問が出てきてしまって、裁判員として聞きたいなと思っても、それを聞こうと思ったら制止されたんですね。だから、難しいですね。はい。

【司会者】 6番さんはいかがでしょうか。被告人や証人の尋問の分かりやすさとか、そんなところについては何か御意見等ありますでしょうか。

【6番】 2番さんと同じで、始まる前、休憩の各部分で裁判長の方とかが今回はこういうお話で行きます、そんなに争点はなかったんですけれども、今回は弁護側だけが話しますとか、すごく細かく先にいろいろと道筋を作ってくださって、それに臨んでいったので、その後また帰りのエレベーターの中とかで、戻ったら休憩して、こういう話をしていきますというような形でかなり細かくフォローしてくださっていたので、疑問等は特になかったです。

【司会者】 ありがとうございます。

3番さんは,証人が何人か出てきたと思いますけれども,その話を聞いていて何か,質問の仕方とか,そういうのも含めて,分かりづらかったとか, そんなような御経験がありますでしょうか。

【3番】 私が担当したのは何人か,五,六人か,ちょっと分からないですけれども,出てこられて,検察官側と弁護人側でよく分かりやすく,それと休廷を挟んで,どのようなことを聞くか,それも裁判長とかいろいろ分かりやすくやっていただいてよかったと思うんですが,いかんせん人物が多かったもので,1週間後にまた評議とかで,1週間前に話したことは何だったのかという振り返りがやはり大変だったというのがすごく印象的でした。

【司会者】 ありがとうございます。

あと、8番さんの事件で、証拠書類が、調べていいのかどうか、それを判断するために何か警察官とか、そんなような方が証人として出てきた記憶がないでしょうか。その証拠が使えるかどうかというところ、どういうふうにその調書ができてきたのかとか、そんな証人尋問がなされていっているかのように判決が読めるんですけれども、そんな状況ってないでしょうか。

【8番】 すいません,ちょっと記憶がないんですけど,具体的にどの辺りでしょうか。

【司会者】 最初の方に調べたところで,写真の領置の経過だとか,そのような関係で調べられたと思うんですけれども,あまり御記憶にないでしょうかね。

【8番】 そうですね。きっとあまり理解していなかったかもしれないですね,記憶にないということは。

【司会者】 なるほど。あまりその辺の御記憶がないということですね。 分かりました。ありがとうございます。

証人尋問や被告人質問の関係で,あと何か御意見等ある方はいらっしゃいますでしょうか。特にあと弁護士さんの方から何か。

【弁護士山本】 意見になっちゃうんですけど、ここ最近2件続けて裁判員裁判をやったんですけど、最初から最後まで裁判員の方の補充質問は全くなかったんです。一人誰か頑張って質問してくれる人がいると、みんなばっっと質問してくれたりとか、前の大変大きな事件のときには、左から見て全員が1つか2つずつ質問したんですね。

あれってやっぱり裁判長の雰囲気とか何か,それとも全体で遠慮しちゃうのか,皆さんは多分こういう所にも出ていただいているから,発言されているんですか,質問とか。

【 7番 】 私,今日初めてこの意見交換会に出たんですが,多分,随分裁判長によって違うんだと思いますが。あらかじめ,じゃ何か質問があります

かというのは,隣の部屋で,じゃ,こういう質問をしたいんですけどという のを決めて,それを質問すると,それに対してまた疑問が出てきますよね。 そのときに質問は制止されました。それはありました。

あとは,とにかく流れをスムーズにやろう,スムーズにやろうということ ばっかり私は感じました。とても感じました,それはね。

資料を渡されても、専門家はその内容について言葉がどういうことを意味しているかというのは分かっているんですけれども、裁判員はそのときに初めて見せられるんですよ。しかも、読む時間がないです。とにかく、評議のときも読みたいんだけれども、意見を先に求められてしまうんですよ。読んで、よく考えて、疑問を持ったことを質問したいんですが、そうじゃないんです。評議のときも「どう思いましたか、どう思いましたか」って、資料はもうすべて読んでいるものとして質問されるんですけれども、それはちょっと無理でしたね。

持ち帰ることもできなかったですし、私はそれに対して非常に不満を持っています。あれだけとても丁寧に作られた資料なんですが、生かされていません。あの資料が生かされないことに私は不満を感じています。

【司会者】 ほかの方たちは。

【 1 番 】 質問はあったんですけれども,直接自分で言うのがちょっと怖かったので,裁判官の方に代わりに聞いてもらう形になりました。

【司会者】 ほかの方たちはどうですか。法廷で御自分で質問された方もいらっしゃると思いますし、1番さんが言われたように、法廷ではちょっと言いづらいので、裁判官の方へこんなことを聞いてくださいということで裁判官の方で質問していただいたという、二通りあるかなと思いますけれども、皆さんはどんな感じだったでしょうか。

【2番】 ちょっと聞いてびっくりしたんですけれども,質問の調整というのはなかったというか,「どうぞ御自由に御質問してください」だったと思

うんです。何聞くのも自分たちの自由なんじゃないかなと思ったんですけど。

【7番】 ですよね。

【2番】 そういうことがあったというのを聞いて,びっくりました。

【司会者】 2番さんの事件では、法廷で御自由にお聞きくださいという 形で。

【2番】 そういう裁判長で。

【司会者】 ほかの方たちは何か。

【8番】 質問の調整をしてもらったんです,毎回。みんな一人ずつ,話さない人がいないように,誰かが質問すると,じゃ,それは何番さんに言ってもらいましょうかという感じで,そういうふうにやりました。

【司会者】 なるほどね。皆さんが発言できるようにしたということですね。

【4番】 私のときも、飽くまで証人尋問とか被告人質問で、その場でしゃべったことについて、その席で思ったことに対してということで質問したので、それぞれの裁判員が思ったことを質問したというような形で、休廷時間に質問の調整とか、裁判長にお願いするとかいうことではなくて、飽くまで率直に聞いたことについてその場で質問する形でしました。

【7番】 そうなんですか。

【司会者】 これはいろいろ裁判長によって違うところで。

その関係で、審理の途中途中で休みを入れて、その段階までで疑問点がないかということで休みを入れたりしているわけですけれども、皆さんのときもそんな日程になっていましたでしょうかね。その休みの長さが、疑問点とか話し合うような時間が足りていたのかどうかという、そのところはいかがでしょうか。

評議じゃなくて,公判のときに,例えば証人尋問が一つ終わりました。次の証人までに30分ぐらいお休みしましょう,その中で,今まで何をやって

きたのかとか,そのことを話し合ったりするということがあるかと思うんですけれども,そんなやり方,そうじゃないところもあるのかもしれませんけれども,そんなところで休みがあって助かったとか,もうちょっと話したかったのにとか,そんなようなところというのは。

【4番】 裁判員をやって、私のときは4日間なら4日間のスケジュールを頂いて、その中で休廷時間が15分のときとか10分、5分とか、いろいるな形があったので、できれば要望的なもので、昼休みの時間、始まりと終わりが決まっているのであれば、昼休みの時間は少し削っても、5分というのはないのかな、つまり法廷から出て、すぐまた戻るようになりますので、それだったらある程度、自分の頭の中の整理、あとは皆さんとの意見を聞いたりとかってあるので、最低でも、行き帰りも含めての休廷時間ですので、やっぱり15分ぐらいの間隔はあった方がいいのかなと思います。

【司会者】 そうですね。5分ぐらいだと,戻ってきて,トイレに行った りしている間にもう時間が来てしまうということですね。

それじゃ,次の話題に進めさせていただきますけれども,次は,証拠調べが終わって,最後に検察官と弁護人から論告と弁論,最後また今までの証拠調べを踏まえて意見を述べるというところがあったと思いますけれども,そこについての分かりやすさとか,そういうところについて何か御意見等ありますでしょうか。

先ほどの話だと、最初はよく分からなかったけれども、だんだん分かるようになっていってという話がありましたけれども、最後の検察官の意見、弁護人の意見、それが分かりやすいものだったのか、配付された書面等も含めて、何か御意見ありますでしょうか。 2番さんとかいかがでしょうか。

【2番】 特段,検察官も弁護人の方も,プレゼン能力というんですか, そういう言い方をしては失礼なんですけど,プレゼンの仕方がとてもうまく て,確か私たちのときは若い弁護士さんと検察官の方だったと記憶している んですけど「若い方々はとてもプレゼン能力が高いので分かりやすかったですね」みたいな話があったんです。それに同感して、とても分かりやすかったと。パワーポイントまでということではないんですけど、いろいろな視覚的なものを取り混ぜながら、大変分かりやすく説明されたと記憶しています。

【司会者】 5番さんはいかがですか。

【5番】 裁判官と裁判長はとても裁判員の近くにいたので,声が通ったんですね。よく聞こえたんです。ところが,弁護人や被告人は遠くにいたので聞き取れなかったんですよ。小声で聞き取れないというのはどうにかならないのかなと当日思っていたんです。裁判長,裁判官は近いので聞こえるんです,何を言っているのか。ところが,遠くに離れている方々の声が小さ過ぎたというのは一つ問題だなと思いました。

それから二つ目に,主張し合う論点というのをもう少しまとめて,先ほどの予習・復習じゃないけれども,こういう質問になるんです,こういう質問が出ていきますということが前もって分かったら,もっと分かりやすく理解できたなというふうに思っています。そこら辺はもうちょっと改善できたかなと思っています。以上です。

【司会者】 声が小さくて聞こえなかったということもあるんでしょうかね。

6番さんはいかがでしょうか。

【6番】 論告も弁論も特に問題なく。

【司会者】 特に何か長過ぎて分かりづらかったとか。

【6番】 それもないです。

【司会者】 分かりやすかったですかね。

【6番】 はい。

【司会者】 ほかの方はいかがですか。最後の論告や弁論でまとめたと思うんですが、そこの分かりやすさ、そんなところはいかがでしょうか。

【 7番 】 検察官の方は,多分,裁判員の方は読む時間もないし,聞いてしまう方に集中してしまうのではないかというのが経験的に分かっているのかと思うんですが,検察側が出してくれたものは,色分けして,とても読みやすいんですね。たった1ページだったんですが。弁護側が出されてきたのは何枚にもわたって,それを読むのは無理でした。

検察の方はA4ですね、1枚に色分けして、これこれこういう訳で、だから実刑を望むということまではよく分かりましたが、私が経験させてもらったものでは、弁護側の資料は、最後の資料はちょっと長過ぎて、読む時間がなかったです。

【司会者】 それは枚数として何ページにも。

【 7 番 】 というか、はっきり言いまして、よく整理されていなかったかと思うんです。

【司会者】 中身の方でよく分からないという御趣旨でしょうかね。

【 7 番 】 そうです。はい。

【司会者】 多いし、読んでもよく内容が・・・。

【7番】 そう。残念,すごく残念でした。検察の方が出された1枚は,最初の流れから最後まで,こういう訳だから実刑を望む,うんうん,分かる分かる,時間内に分かるものでした。

【司会者】 なるほど。それに比べて,弁護側が出したものは分かりづらかったということでしょうかね。

【7番】 ちょっと残念でしたね,あの資料は。

【司会者】 ほかの方,最後の論告・弁論で御意見はよろしいですか。検察官,弁護士の方は。

【弁護人市川】 否認事件の場合はないと思いますけど,自白事件,要は 量刑が争点になった事件で,最近は弁護側の方でも求刑を求める,懲役何年 がいいですという求刑を求めることがあると思うんですけれども,弁護側が 求めた求刑と実際の判決で下された求刑,それがどのくらいギャップがあったかどうか,そこを伺いたいんですけれども。

【司会者】 質問としては、弁護側も求刑をしたのがあるのかということでしょうかね。まず前提として、あったのか。皆さんが担当された事件で、もちろん無罪を争っている事件についてはそんなことはないと思いますけれども、自白、要するに量刑だけが問題となっている事件なので、2番さん、4番さん、6番さん、7番さんの事件になると思いますけれども、そこで弁護側として被告人は何年が相当なんだという意見をまず述べたか、述べなかったかというところをお聞かせ願えればと思いますが。

【2番】 述べました。休廷の時間帯に裁判長が,多分この刑だと大体今までの判例からすると確か8年が妥当ではないかということで言って,そうすると,それより多分弁護側は下回って言ってくるだろうと言ったんですけれども,確か半年ぐらいしか差がなかったんで,弁護側も相当重く判断しているんだなというようなところの意見は後で分かりました。

【司会者】 4番さんの事件はいかがでしょうか。

【4番】 弁護側で執行猶予ということのお話がありました。そうすると, 検察側の求刑だと執行猶予が付かないのでということで,最後にその辺の調 整をしました。

【司会者】 6番さんの事件はいかがでしょうか。

【6番】 弁護側からの何年というのはありました。強姦致傷だったんですけど、裁判官の裁判、裁判員裁判ではない裁判官で行う裁判の場合、何年ぐらいをその事件に対して年数を出しているのかというのが分からなかったので、休憩のときに、前科があって、未遂があって、同様な事件に関して何年ぐらいを今まで出しているのかというのをまず資料として休憩時間に出していただいて、その後に、裁判員裁判ですから、裁判官の裁判とは違うんだということを分からせるためというか、何年から何年という形を全員で投

票・・・。

【司会者】 量刑についての投票ですかね。

【6番】 はい。その理由も各自述べ、確かに、自分はちょっと少なかったかも、ちょっと多過ぎたかもみたいな話もあって決めたので、弁護士側よりは多く出しました。

【司会者】 7番さんの事件では,さっき出ましたけれども,弁護人としては執行猶予を求めるという,そういう御意見だったんでしょうかね。

【 7番 】 はい,そうです。最初から,執行猶予になるか,実刑になるか, 大変難しい判断のされる事件ですというのは最初の日に言われていたので, 弁護側は何年とかというんじゃなくて,執行猶予が相当であると。

【司会者】 ということですね。そんなところでよろしいですか。

それじゃ今度、評議の関係で、ここは守秘義務の関係等もありますので、 そこに当たらない範囲で話していただければと思うんですけれども、評議の 進め方について御意見を伺いたいと思います。

先ほど最初の方で,なかなか御意見を言いづらかったという方もいらっしゃったと思いますけれども,進め方として,どういうふうに進めたらもっとよかったんだとか,そのところを御意見伺えればなと思います。いかがでしょうか。こういうふうに進めていただいたのでよかったとか,そういう御意見でも結構なんですけれども,いかがでしょうか。これは順番に聞かせていただきましょうか。1番さんからどうぞ。

【 1 番 】 裁判官の方の司会が上手だったのと、資料をすごい準備してくれていたので、分かりやすかったなというのがあります。

質問して、内容を後で疑問に思ったというのはあまりなく、被告人の検察官の尋問の後に休憩を取って、じゃ、何か疑問に思ったことはありますかとか、ちょこちょこ休憩を入れてくれていたので、その辺はスムーズにできたのかなとは思います。

【司会者】 2番さん,いかがでしょうか。

【2番】 裁判長の方でとても分かりやすい資料を用意していただいたのと、こういった事件であって、再犯であれば大体このぐらいの量刑が妥当だと思いますがというようなお話をいただいたんですが、当然、裁判員裁判なので、いろんな方々の御意見が出て、なかなかまとまらなかった。まとまらずに、裁判長の方も大変御苦労されたというふうに私は記憶しています。

その中で,スケジュールがある程度決まっていたんですが,確かそのときは,今日はお昼までというところだったんですけど,それもかなり延長した 状況で,徹底的に討論しましょうよみたいな形を確か取ってくれて,それな りに皆さん意見が言えたのかなというふうには思います。

最初は、いろいろな意見も飛び交ったんですけど、それを徐々に徐々に収めながら裁判長がうまく取りまとめていただいて、裁判員の方々も最終的には全員が納得するまでというような形の意見調整をしていただいたというふうに記憶しています。

【司会者】 ありがとうございます。3番さん,いかがでしょうか。

【3番】 裁判官の方がやはり,司会進行がかなり上手だったなと。特に,職場等でそういうことを結構やるんですが,自分からの意見よりも,まず裁判員の方の意見を聞いた上で,最後に意見を求められたら言う,当然ながら,先に言ってしまうと,そちらの意見に流れる可能性が高いので,当たり前のことなんですが,そういう細かい配慮もよかったなと思いました。

ただ,最初にも言ったんですが,やっぱりちょっと長かったので,4日目,5日目,6日目,7日目とだんだん長くなってくると,最初の記憶がどうしても,細かく自分で資料を取っている方と取っていない方の差が出てきてしまったというのはすごく思いました。

特に,4日目,5日目ぐらいにやっと,先ほど言いましたけど,ホワイトボードで図を,これはいいかんげんやらないと分からないですと言って初め

て、図にして分かってきたという裁判員の方もいらっしゃいましたし、検察官側の資料があったのである程度分かったというのもあったんですが、証人尋問のやり取りなんかは当然出てこないので、その辺がだんだん曖昧になってきちゃったなというのが、長いときの審理、評議やる場合、資料を持って帰れませんので、1週間前に何をやったかという、少しずつでもいいので、今まではここまでやりましたという資料の提示があってもよかったかなというのは思いました。

【司会者】 ありがとうございます。じゃ,4番さん。

【4番】 私のところは、裁判長がリーダーとなりまして、それぞれの段階を踏んだ形でみんなに評価させていくと。第1段階で、執行猶予を付けるか、付けないか、第2段階で、じゃ何年にしようか、最終段階で、保護観察処分を付すのか、付さないか、そういうことで順序立てて進めていって、いるんな意見がありましたけれども、最終的にまとまったということで、非常に裁判長がリーダーシップを取ってくれたおかげでスムーズな評議となりました。

【5番】 本件の争点のところにちょっと書いてありますが,暴行の有無等と書いてありますが,非常にナイーブな内容が多かったです,今回の件は。そのナイーブなところをどういうふうに皆さんとディスカッションしたかというのは非常に難しかったです。

被害者が、証人尋問のときに本人が出てきていました。出てくるのはちょっと珍しいケースだと言っていながら、バリケードを張って、本人がしゃべっていました。それを見ていて非常に痛々しかったんですが、被告人は非常に態度が悪いんですわ。それを見ていると、どちらがうそついているかだけじゃないですか、こういうのって。どちらかがうそをついて、どちらかが真実を語っているしかないじゃないですか。

ところが,どう考えても,ここは不自然だよねって,認められないよねと

いうことだらけで。むちゃくちゃ簡単なんですよ,内容自体は。ところが, 最終的な判断の基準である量刑の判断基準というのが全く分からない。判断 基準が分からない。これが一番困ったですね。

だから,何年が妥当,何年が妥当じゃない,もう少し上とか下とか,最後は多数決になるんだけど,最後まで,ああ,量刑というのはどこでどう判断するのか,判断基準を教えていただかないと,最終判断できないというのが最後の結論でした。

【6番】 私は、まず、集まったときに、「この案件に女性が入っていていいんですか」という質問をまず皆さんの前でさせていただきました。私は、結構冷静に、女性だから強姦されてかわいそうというふうな見方はしないで見れていたので、ただ、男性が非常に気を遣って発言をしにくいんじゃないかというようなことを、ほかの方の前でもお伝えして、発言しづらいということであれば、ちょっとどうしましょうみたいな話合いはあったんですけど、もうそれはそれで置いておいて、きちんと話合いをしましょうみたいなことで皆さん意識があったので、非常に皆さん積極的に、冷静に話合いができました。

【司会者】 ありがとうございます。じゃ,7番さん,お願いします。

【7番】 私は、せっかく作られた資料は持ち帰ることができないで、自分がその資料の裏に、自分の手帳は使えないんですね、自分で手帳を持っていってメモを取ることはできないので、その資料の裏にならメモを取ってくださって結構ということなので、公判中もメモを取りましたし、評議の間もメモを取ったんですが、それらをせっかく作ってくださるのであるならば、読む時間を与えてください。本当に読む時間がなかったです。

あれは私はとても無駄なことだと思いますし,何のために私, 2 時間も掛けて来ているのかしらというのと,あと私,教員をやっていたことがあるんですけれども,みんなで資料を,例えば誰が読んできても構わないんですが,

1 行ずつ読んでいって,そこで出てきた疑問をそこで取り上げて,丁寧にみんなで読み合いながら,そこで疑問が出てきたときにみんなで言い合うというか,資料をちゃんと読んで,そのときそのときに浮かんできた疑問はそこで解消していくとか,そういうふうな形を評議のときに取っていただけたらば大変よかったなと思うんですが。

裁判長を含めた裁判官の方たちはもう慣れてしまっているから,これはどういうことを言っているのかとか,本人たちは分かっているんです。だから,早くスムーズに終わらせよう,スムーズに終わらせよう,結論に持っていこう,結論に持っていこうとするんですが,先ほど4番さんの方が,リーダーシップがあってスムーズに運んだとおっしゃいますが,それは裏を返せば,誘導されているというふうな取り方もできるんですよね,私が感じたのは。ちゃんと資料は読みたかったですね。持ち帰ることができないのであるならば,その時間をください。それが非常に不十分でした。

【司会者】 じゃ,8番の方。

【8番】 量刑については、今でも疑問に思っている部分もあります。審理全体として、被告人側の尋問とかは時間的に多かったように思います。被告人が出てきてしゃべる時間も長くて、被害者の方の尋問は、5日間あったんですけれども、その最初の方で、だんだん私たちも記憶が薄れてきちゃうんですね。そうすると、例えば休み時間のときとかも、だんだん犯人の方に感情移入してきて、あの犯人だったら、ここはうそはつかないよねとか、ちょっと先入観が入ってきたという印象があって、それが最後の量刑のところで少し手加減するというか、そんな雰囲気がちょっと生まれた感じを持ちました。

量刑の決め方については、普段、新聞を読んだりして、周りの近所の人たちと話す量刑よりもすごく低い量刑だったなというのが印象でした。でも、 多数決を取るときに、コンピューターで大体このくらいの事件はこのくらい の年数だというのを最初に聞かされるので,あまりかけ離れたことを言うと 変人に思われちゃうかなとか思って,やっぱりコンピューターで出されたと ころからあまり逸脱しないように投票したという記憶があります。

【司会者】 何か検察官,弁護士の方から特に質問等はよろしいでしょうか。

それでは、最後の話題事項で、これから裁判員となる方へのメッセージということでお願いしたいんですけれども、もう時間がありませんので、ごく簡潔に述べていただいて、これで終わらせていただきたいと思います。

それじゃ,1番さんから順番に,何か伝えたいことというのがあれば,おっしゃっていただければと思います。

【1番】 裁判をやっている間はすごい短い間なんですけれども,すごく人の人生に影響を与えるものだなと思ったので,慎重にじっくり考えてもらえたらなと思って,そういう時間を裁判所の方でも作ってもらえたらなと思います。

【2番】 是非辞退せずに,受けていただければなと思います。

【3番】 同じく,やはり裁判員に選ばれたからには,辞退せずやっていただければなと思います。

【4番】 同じく,辞退せずにやってもらいたいと思います。

あと要望なんですけど、最終的に選任手続のとき、くじ引きで五十数名の中から6名の裁判員と2名の補充裁判員を決めたんですけれども、あれを別室でやったんですよね。せっかくやるんであれば、みんながいる前でオープンでやるべきじゃないか。その裏には、うわさでは、例えば事案によっては女性の裁判員を選ばないようにしようとか、そういううわさも聞いたりするんでね。できればそういう形でみんながいる前で、みんなが納得する形で。別室でやって、その後に番号を呼ばれてという形じゃなくて。

それと、あともう一つは、候補になるときは、どういう形で候補になりま

すよというのは,ある程度年数がたってくると風化しちゃって,こういうプロセスで候補を選んでいますとか,何かそういうのも広報をやるべきじゃないかな。

というのは、私は平成23年に裁判員をやりまして、その前の年、うちの娘が裁判員をやったんですよ。周りで全然そういうのがなくて、たまたま3人しか住んでいないうちの二人が手紙が来た。そういうことだと何か、よっぽど変な理由があるのかなと。そういうのがあるんで、なかなかそういうのも、広報で、こういう形で選んでいますとか、千葉県の場合は麻薬、覚せい剤が多いので、やはり広報をやっていただければと思います。

【司会者】 抽選自体は確かに別室でやっておりますけれども,本当にコンピューターで公正にやっているということだけは理解していただきたいんですけれども,その辺をどういうふうにやるのかというのはまた考えたいと思います。

【5番】 ちょっと4番さんとリンクしますけれども,静岡の方から引っ越しをして1年たったばかりのときに選ばれました。というのは,千葉に来てまだ1年ちょっとしかたっていないにもかかわらず,何で来るのというのが正直なところでした。それで,その公表はどのようになっているのかというのを調べていっても,結局分からなくて,公にはできませんという答えだったんですけれども,そこが解せないというのが一つあります。

それと、もう少しゆとりのある日程と、内容を事前に知らせることはできないかもしれないけれども、こういう事案ですくらいは分かった方がいいんじゃないかなと思うのが一つです。

それと今回,学びの場として非常に素晴らしい場を与えていただいたんですけれども,善悪の基準というのはとても難しいなというのをものすごく感じました。

男ばっかりいけなくて,7年の刑となりましたけれども,じゃ,女性側に

一切の不備はないのかというと、終電になるまで飲んでいるなとまず冒頭で言いたかったですね。まず、そういうような社会的な通念、常識があまりにも、今、日本人に不足しているので、それは広報していっていただきたいなというのが実感です。

【6番】 辞退しないで、積極的に発言していただきたいなと思います。 以上です。

【7番】 私の場合は18人の中から8人選ばれましたので,本当に皆さん辞退されていたんだろうなと思いますが,裁判員に選ばれてしまったら,もう覚悟を決めるんです。だから,急ごう,急ごうとか,スムーズに進めていこうとか,そういうことはあまり考えなくていいと思うんです。裁判員に選ばれてしまったらもう覚悟を決めますから,フラストレーションがたまらないような,ちゃんと資料を読む時間とか,質問をさせてもらえるとか,そういうのをちゃんと考慮してほしいと思います。

テーブルの上にお菓子やチョコレートや,そんなものは要りません。それよりも,資料を読む時間とか,質問をさせていただく許可とか,そういうのを認めてもらいたいと思います。

【8番】 私は,やってとてもよかったと思っていますので,皆さんも是 非やってほしいと思います。

【司会者】 それでは、長時間にわたりまして貴重な御意見どうもありがとうございました。裁判所等に厳しい意見もあったと思いますけれども、我々も皆さんからの御意見を参考にさせていただいて、今後の運用に生かしていきたいと思っております。

それでは,これで終わります。どうもありがとうございました。

以上